



地域包括支援センターです



■ 問合せ 地域包括支援センター TEL 47-8009
 地域包括サブセンター(今庄) ☎ 45-1170
 地域包括サブセンター(河野) ☎ 48-2260

認知症をおそれず、あきらめず、積極的に予防
 各種団体の会合に、脳を元気にする

ための講師を派遣します！

認知症の予防は、認知症を寄せ付けない生活習慣を送ることから始まります。

認知症を積極的に予防するための『脳を鍛える活動』を一緒に実践してみましよう。

■ 講師

① 作業療法士または理学療法士などのリハビリスタッフ

『脳機能アップ〜正しい知識と脳活性化に役立つ活動の実践〜』

② 健康運動指導士など

『運動で脳リフレッシュ〜楽しく運動、筋力アップで身体も脳も元氣〜』

※どちらにも、講義だけではなく実践を交えた楽しい内容です。

■ 申込み

地域包括支援センター(保健福祉課内) TEL 47-8009

※65歳以上の参加者がおおむね10名以上見込める団体等でお申し込み下さい。

※費用はかかりません。

地域包括支援センターの 取り組みの一部を紹介します

6月20日に越前市と合同で行った多職種連携会議に、町内の医師、歯科医師、介護サービス関係者らが出席してくださいました。

多職種連携会議とは

在宅医療・介護関係者の顔の見える関係づくりや、医療・介護関係機関の連携によるサービス提供体制の充実を図ることを目的として、住民の方々が住み慣れた町で安心して生活できる体制を整えるための取り組みの一環として実施しています。



南越消防組合火災予防条例が改正されました

■ 問合せ 南越消防組合消防本部予防課 TEL 21-8865
 南越消防組合南消防署予防指導課 ☎ 45-0119

改正の内容

平成25年8月に京都府福知山市の花火大会会場で発生した火災を踏まえ、火災予防対策の強化を図るため、火災予防条例の一部を改正しました。

平成26年8月1日から

- ① 不特定多数の方が集まるイベントで露店、屋台、バザー及び模擬店など(以下「露店等」)において火気器具等を使用する場合に「消火器の準備」および「露店等の開設届出書」の届出が必要です。
- ② 屋外において露店数の数が100店舗を超える規模の催しの場合は、事前に「防火担当者」を定め「火災予防上必要な業務の計画」の作成と届出が必要となる場合があります。

【よくある質問 Q&A】

Q1 知り合いだけのバーベキューには、消火器は必要？

A1 相互に面識があるため必要ありません。

Q2 どのような消火器を準備すればいいの？

A2 標準として、ABC 粉末消火器 10型以上で、消防検定マークの付いたものです。

Q3 消火器を置く目安は？

A3 対象火気器具等ごとに消火器 1本が必要となります。

ただし、1張りのテントに複数の火気器具等がある場合は、2間×3間テントに1本が目安です。

南越消防組合ホームページでは火災予防条例改正についてのQ&Aや届出用紙を掲載中です。

詳しくは、こちらをご覧ください <http://fd-nanetsu.mitelog.jp/>